

平成27年(ワ)第35号 執行異議申立事件
申立人(債務者) 吉田益夫
債権者 豊田泰文

反 論 書

平成27年4月22日

申立人(債務者)吉田 益



平成27年4月20日付債権者の意見書について下記の通り反論する。

1. 平成27年4月7日の強制執行当時の状況

(1)平成27年4月7日、強制執行時に、6台のサーバーコンピュータと1台のクライアントコンピュータには、電源が入り稼働していたのは、執行官、井村太一が確認しており、申立人に、電源を落とせる状況にするように指示を行っている。申立人は、クライアントコンピュータから、各サーバーに対して遠隔操作を行って各サーバーの電源を切れる状態にした。つまり、強制執行前は、各サーバーは稼働しており電気通信事業を行っていたのは、明らかである。債権者側で立ち会ったのは、債権者の豊田泰文と、代理人の弁護士、大田達也で、代理人の弁護士、重藤雅之は立ち会っていない。

(2)申立人は、代理人弁護士、大田達也に対し、強制執行1時間前にでも連絡があれば、利用者に電気通信事業のサービスを停止する旨の告知ができたのにと抗議を行っている。

(3)申立人は、執行官、井村太一に対し、強制執行で差押の物品は、差押禁止動産であると抗議を行ったが、井村太一は、和歌山地方裁判所民事部と話をしてほしいとのことで、申立人は、強制執行中に和歌山地方裁判所民事部に電話で抗議を行い、強制執行終了後すぐに、和歌山地方裁判所に差押禁止動産の範囲変更の申立て(後に、すべての差押動産が差押禁止動産のため、

平成27年4月10日、差押異議申立書に切り替えている。)を行った。

2. 申立人の電気通信事業について

(1)債権者らは、今回の強制執行を行った判決のあった裁判(平成26年(ワ)194号)の中で、申立人が、電気通信事業を行っていることと、電気通信事業で収入を上げていることを認めている。申立人が電気通信事業を行っていないならば、当該裁判も起きなかったもので、債権者らの、主張は二枚舌だと言わざるを得ない。

(添付資料1、2、3)

(2)申立人は、和ネットだけを運営しているのではないことも、債権者らは知っている。そのため、判決では、和ネット以外の和ネットニュースの記事も対象となっている。債権者らは、申立人が、和ネットニュースの記事配信に使っている twitter の写しを資料に使っているが、4月7日以前の配信記事については、和ネットニュースが稼働していた事実を隠すために、意図的に隠蔽を行っている。(添付資料4、5)

和ネットニュースのシステムは、配信記事があった場合(記事訂正も含む)、自動的に twitter に記事の題名と、その記事の URL (twitter 上では twitter の URL だが、実際は、和ネットニュースの URL に自動変換されて、和ネットニュースに接続する。これは twitter の仕様である。)を流す機能を持っている。

(3)電気通信事業については、申立人当人の個人での届出なので、協力者がいないのは届出から明らかである。しかし、個別の案件については、当然、共同でコンテンツの制作も行うから、共同制作者と接触も当然、ある。また和ネットニュースは和ネットの報道部門であるので、当然、記事を書くために情報提供者との接触もある。通常人からすれば、当然、わかる話である。

(4)債権者らは、サーバー内のほこりを問題にしているようだが、コンピューターは CPU が熱を持ったため、それを冷やそうとするファンを持っている。稼働が激しいコンピュータは当然、ほこりのた

まり方が激しい。申立人は、冬季は室温の関係上、ほこりは放置して、夏期にさしかかるところにコンピュータの掃除を行っている。サーバーは年中無休、24時間稼働なので、通常のPC以上に内部のほこりは貯まる。

また、サーバーが相当、旧型というが、サーバー自体、GUIを使わないので、その分、旧型でも間に合う。その旧型のサーバーをわざわざ差し押さえても、競売では、わずかな金額にしかならないのを債権者らも知っているから、目的は、業務妨害以外に考えられない。つまり、債権者らは、差押禁止動産だと知っていて、強制執行で意図的に差押禁止動産を差し押さえたのである。

なお、債権者らは、申立人に差押で換金できる動産がないのも知っている。

(4) 債権者らは、ワンルームマンションの一室で業務ができないと主張しているが、本ワンルームマンションの一室は、以前は旅行代理店であった。当然、この部屋で接客も行ってた。その旅行代理店は、現在も別の場所で営業を行っている。債権者らの主張は通常人では、理解できない主張である。

3. VPS について

VPS(バーチャル・プライベート・サーバー)は、レンタルサーバーの一形態である。当然、差押えられた申立人の設備でも、このサービスは他者に提供が可能である。それを、わざわざ、他の業者の設備を使って、このサービスを使うのが当然のように主張する、債権者らの通常人としての感覚を疑う。

まだ、レンタルサーバー業者との契約もまだ行っていない時点で、簡単に移せると主張できる根拠も不明であるし、根拠を持ちあわせていないのは明白である。ハードディスクは差押えていないから、サイトは復旧できると、債権者らは主張するが、仮に、VPS にデータを移動したとしても、本来

のサービスすべてが復活するのかどうかは、不明である。確実なのは、一部のサービスが、復活できるのみである。

4. 結論

債権者らは、申立人の業務を妨害するために、仮執行付判決を悪用した強制執行で、明らかに差押禁止物件を差し押さえたのは、明白である。これは、民法第一条第三項の権利の濫用である。

特に、テーブル、椅子は、業務に必要である以前に生活必需品でもある。

また稼働していたクライアントコンピューター（エプソン製）には、銀行口座やオンラインサービスの情報が満載していた。Windows パソコンのため、そのハードディスク内のソフトは、そのコンピューターでないと稼働できない。

このようなものも平気で、差押えを行うのは、通常人の感覚ではない。むしろ反社会的と言わざるを得ない。

現在、第三者から、PC を借りて、本反論書を作成したが、やっとインターネットにつながる環境になっただけで、申立人の生活への支障は現在も続いている。

特に、債権者らは公益性を持つ弁護士である。弁護士がこのような違法行為を平気で行うことに申立人は憤りを感じる。

なお、申立人の業務は現在も停止中である。

添付資料1 平成26年9月10日付債権者の訴え変更申立書(対象7ページ)

添付資料2 平成26年9月30日付申立人提出の証拠説明書

添付資料3 平成26年12月9日付債権者の陳述書(対象5ページ)

添付資料4 平成26年12月9日付債権者の訴え変更申立書

添付書類5 2015年4月21日和ネットニュースの twitter への自動投稿リスト